

## 「学会の議事運営のための内規」に関する了解事項

(1962年5月17・18日 幹事会了解事項)

1. 特別議題とするか否かについては、幹事会を開くのを原則とする。ただし、緊急な場合には、本部が関東在住の幹事に相談して適切な処置をとり、幹事会の了承を求める。(報告は全幹事にする。ただし、関東在住の幹事で処理できるものとする。)
2. 特別議題とすることに決定した議題について、事前に全会員に通告するか否かについては、幹事会が決定するものとする。